

## 福祉分野の重点事項 1（地域福祉）（案）

### 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実

#### 【検討の視点】

- 超高齢社会の進行と世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などが、孤独・孤立の状態にある人を増加させるとともに、個人や世帯が抱える課題を複雑なものにしている。こうした流れの中、福祉の各制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持って助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が一層求められている。
- 目黒区では、「地域共生社会」の実現に向けて、複雑な課題等を抱える人への分野横断的な支援とともに地域づくりを進める包括的な支援体制の整備に取り組んできた。
- 「地域福祉保健医療計画」の策定にあたっては、包括的な支援体制整備に関するこれまでの取組の成果と課題を整理し、新たに実施した地域福祉に関する調査の結果も踏まえ、その更なる展開について検討することが必要である。

#### 【現状・課題】

目黒区における包括的な支援体制は、専門機関等による包括的な相談支援と、地域の活動団体や住民同士の支え合い活動、交流の取組などにより充実が図られてきた。包括的相談支援では、令和 6 年度からの重層的支援体制整備事業の実施等により支援機関の連携や支援者支援が進みつつあると言えるが、地域づくりについては、区や社会福祉協議会による取組の推進が求められ、支援関係機関と地域の連携をいかに進めるかなどの課題がある。

#### 1 重層的支援体制整備事業（参考資料 1：対象事業一覧、支援事例）

- 包括的支援体制整備の手法の一つである重層的支援体制整備事業は、既存の子育て、高齢・介護、障害、生活困窮の分野をつなげ、連携・協働していくことで、制度の狭間の事例や複雑・複合化した課題を抱える事例に対して、チームとしての支援を展開している。
- 同事業の多機関協働事業では、多機関・多職種の職員が参加する「支援会議」等の開催などにより、支援者への支援がなされ、相談支援機関の対応力の向上を図るとともに、既存制度では充足できていない新たなニーズや課題の把握が行われている。こうして把握されたニーズ等を地域づくりや制度運用の改善につなげ、支援体制の整備を進めることが課題となっている。

#### 2 福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）（参考資料 2：相談実績、支援事例）

- 「ふくしの相談」、「くらしの相談」、「住まいの相談」、「ひきこもりの相談」の 4 つの相談窓口に、それぞれ専門相談員を配置して、ワンストップ型の相談支援を行っている。区の関係課や多様な関係機関との連携を図り、複数の課題を抱え支援が難しいケースについては、個別ケース会議や重層的支援体制整備事業の支援会議において支援の方向性を確

認して、必要な支援につなげるなど、包括的な相談支援に取り組んでいる。

- 関係機関との連携を強化するとともに、各相談支援機関の職員の資質及び能力の更なる向上を図ることが課題である。

### 3 地域包括支援センター（参考資料3：事業実績）

- 目黒区では、区内の5地区にある地域包括支援センターが、「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者だけでなく世代や属性、制度の枠を超えた相談支援と地域づくりの推進に取り組んでいる。
- 総合相談支援では、世帯が抱える複合課題を丸ごと受け止め、他の専門機関や地域の団体等と連携・協働して適切な支援を行うとともに、地域資源につなげる役割を一層果たすことが必要である。また、支援が必要な人が相談につながるように、同センターの積極的な周知が欠かせない。

### 4 障害者の包括的相談支援（参考資料4：地域生活支援拠点等の事業実績）

- 障害者の増加する相談支援の需要に応えるため、相談に加えて体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ機能を持つ地域生活支援拠点と、相談支援の中核的機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所や関係機関との連携の下、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいる。基幹相談支援センターでは、相談支援事業所への総合的な対応に加え、地域の支援力の向上と関係づくりに資する取組を充実させてきた。
- これらの支援機関は、いずれも人材不足が続き、対応する障害種別に偏りがある。基幹相談支援センターでは、障害種別に関わらず総合的な後方支援を担う体制整備が課題である。

### 5 コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の活動（参考資料5：CSW等活動報告書）

- 社会福祉協議会に配置されているCSWは、制度の狭間にある日常生活上の困り事や心配事を抱える人や世帯に寄り添い、地域住民や関係機関と連携しながら支援につなげる活動を行っている。相談件数は増加傾向にあり、公的機関や地域の団体など他機関へつなぐ件数も増えている。また、地域づくりでは、地域の団体や企業等を結び付け支援の輪を広げるとともに、居場所づくりへの支援を行っている。
- CSWの活動範囲が広がる中で、その役割の明確化や専門性の向上が課題となっている。住民の参加や関係機関の活用が限定的な場面があり、地域のネットワークを充実させて人材の活用や調整機能を高めるとともに、活動内容をわかりやすく伝えていく必要がある。

## 6 地域のつながり・支え合い（参考資料5：生活支援コーディネーター等活動報告書）

- 民生委員児童委員が区民と行政、関係機関とのパイプ役として支援や保護につなげる活動を行っている。また、「ちょっと気がかり」なことに気付いたときに連絡をいただく見守りネットワークや見守りボランティアによる高齢者見守り訪問事業等の活動が行われ、正しい知識の普及と支え合いの意識向上が図られている。あわせて、ボランティアグループによる交流サロン、子ども食堂や子どものサードプレイスなど、人と人がつながり支え合う様々な活動が行われている。
- 区内の5地区で、住民等多様な主体が参画する情報共有・連携の場である「協議体」が、活動情報の発信や人材の掘り起こし、地域色のあるイベント等を行い、地域における支え合い活動の浸透を図っている。その一方で、高齢者が中心となって活動を支える傾向にあり、担い手不足が課題となっている。また、協議体での地域課題の共有から課題解決の取組や実際の生活支援サービスの創出につなげていくことが必要である。

## 7 地域福祉に関する調査から

（参考資料6：「目黒区地域福祉保健医療計画の策定に関する調査結果」速報）

- 区が令和7年7月に民生委員児童委員や地域で活動する団体、事業者等を対象に実施した地域福祉に関する調査では、主な活動内容に「見守り・声掛け」「高齢者支援」「情報交換・情報発信」「交流・互助・談話」などが挙げられ、地域の中で課題に感じることとしては、世代間の交流や近所の交流が少ないとする答えが特に多かった。
- 複雑な課題を抱えた世帯の支援経験は6割近くが「有る」とし、支援の中での困り事として、「個人情報の取り扱いの難しさ」や「支援の拒否」、「各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない」ことが多く挙げられている。支援が必要と思われる世帯を発見した際の相談・連絡先としては、「地域包括支援センター」や「民生委員児童委員」が多く、協力・連携している団体及び連携を強化したい団体には、いずれも「町会・自治会、住区住民会議」と「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」が多く挙げられた。
- また、活動上の困り事は、「新しいメンバーが入らない」など担い手不足が特に多く、区には、活動上必要な情報の提供や人材確保への支援を期待しているという回答が多い。

### 【取組の方向性】

#### 1 包括的な支援体制の更なる展開

- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする本人と、その家族を含めた世帯全体への支援が必要である。年齢やライフステージ、世帯構成、抱える課題の内容や程度によって支援が途切れてしまわないように、支援機関や地域の活動団体等の多様な主体から成る多角的・多面的・重層的な支援による継続的な体制整備の取組が求められる。

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援機関が協力して生活課題を抱える人や世帯を包括的に支える体制整備を行うものである。体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要であり、重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための重要な手法となっている。
- 本格実施から2年目を迎える同事業は、支援関係機関との連携・協働を進めて事業を定着させること、地域と支援関係機関をつなぐ機能を充実させることが必要であり、取組の適切な評価が求められる。
- コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）による地域づくりや参加支援、アウトリーチ等による伴走支援の取組は、重層的支援体制整備事業の中で幅広く位置付けられており、CSWが生活支援コーディネーター兼務という強みを活かしながら、公的支援機関と地域をつなぐ重要な役割を果たすことを期待する。CSWの活動では、従来の困難事例への対応に加え、地域住民の日常的な困りごとを早期に把握し、地域資源につなぐ仕組みや関係づくりが重要である。そのためには、CSWの役割を積極的に情報発信するとともに、巡回相談等の身近な相談の機会を増やす環境整備が必要である。あわせて、生きづらさを抱える人の居場所づくりや多様な人が活躍できる地域づくりが一層求められる。

## 2 包括的相談支援体制の充実

- 福祉の総合相談窓口では、関係機関との連携を強化し、職員の様々な分野に及ぶ知識の習得と相談スキルの向上を図りながら、分野横断的な相談支援の更なる充実に取り組むことが必要である。
- 地域包括支援センターでは、潜在化・複雑化・多様化したニーズに対応するため、地域の関係機関・団体・事業者と連携したネットワークの構築と、その強化が求められる。
- 障害者の相談支援では、相談支援事業所と地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、及び関係機関との連携を強化し、地域全体での質の向上が求められる。あわせて、将来にわたって、安定かつ持続的に相談支援の受け皿を確保する体制について更に検討する必要がある。相談支援事業委託の再整備や地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの機能強化を図るための適切な評価・検証の仕組みの構築が必要である。

## 3 地域の支え合いの推進

- 区民の地域社会への関心を高め、多様なつながりを生み出す地域づくりを進めていくことが大切である。区は社会福祉協議会と連携して、地域の情報を区民に積極的に提供し、活動への参加につなげる取組を行いながら、多様な担い手の確保、リーダー等の人材育成を支援することが必要である。また、地域資源やネットワークを活用した居場所づくりや支え合い活動の立ち上げ、継続に向けた運営等への支援も求められる。
- 地域の団体が困り事を抱える世帯を支援する際に、支援機関との連携は欠かせない。支援

機関には、団体等に必要な公的サービス等の情報を提供するとともに、個人情報保護に配慮した情報の共有や役割分担を明確にし、適切な支援につなげることが求められる。こうした連携体制の整備に区と社会福祉協議会は取り組むことが必要である。

○生活支援体制整備事業の「協議体」は、生活支援コーディネーターの活動と連動して、具体的な生活支援サービスの創出や地域課題解決に取り組む実践の場として発展することが期待される。そのために、高齢者中心の担い手に、若年層や子育て世代など幅広い世代を加えて、地域全体を巻き込んだ持続可能な支援体制を整えることが求められる。

#### 4 包摂性のある地域社会に向けて

○多様性を認め合い、困難を抱えた人を排除しない包摂性のある地域社会にしていくことが大切である。誰もが取り残されることなく、地域社会に参画し共に生活していくことができるよう、個別支援と地域づくりが連携した取組や、住民同士で支え合う関係づくりへの支援が求められる。

**【国の動き】** (参考資料7 社会保障審議会福祉部会(令和7年9月8日開催)資料抜粋)

○「地域共生社会の在り方検討会議」が令和7年5月に公表した「中間とりまとめ」を踏まえ、国の社会保障審議会福祉部会では、「地域共生社会の更なる展開について」議論が進められている。その基本的な考え方として、「2040年に向けて、全ての市町村において、支援が必要な方を誰も取り残さない包括的な支援体制が整備されること」を基本目標に掲げ、包括的な支援体制整備に向けた取組方針と重層的支援体制整備事業の位置づけ・質の向上について議論することとなっている。議論の内容に応じて、社会保障審議会の介護保険部会・障害者部会、こども家庭審議会など、関係審議会とも連携する予定である。

○令和6年4月施行の改正障害者総合支援法は、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターを障害者等の地域生活支援体制の要とし、地域移行推進の役割を担うものと位置付けている。